



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者会》

令和5年7月26日  
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対し事業の停止命令等を出しました。

令和5年6月5日、一般乗用旅客自動車運送事業者の本社営業所で選任する運転者が酒酔い状態でタクシーを運転した事実が発覚したことから、同年6月9日に東北運輸局及び東北運輸局福島運輸支局が下記事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は事業の停止命令等を出しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、福島運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：多田野タクシー 株式会社 代表取締役社長 伊東 浩之  
(法人番号：4380001005774)  
福島県郡山市逢瀬町多田野字久保田6-1

営業所：本社営業所  
福島県郡山市逢瀬町多田野字久保田6-1

#### 2. 行政処分等年月日 令和5年7月19日

#### 3. 行政処分等の概要

##### (1) 事業の停止処分

令和5年7月26日から令和5年8月24日(30日間)

##### (2) 事業用自動車の使用停止処分

令和5年8月25日から令和5年11月12日(1両×80日)

##### (3) 文書警告

【裏面へ続く】

#### 4. 違反の概要

##### (1) 運行管理者の選任義務違反【運行管理者不在】

(道路運送法第23条第1項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項)

##### (2) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

###### ① 疾病・疲労等のおそれのある乗務【健康診断未受診】

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

###### ② 点呼の実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

###### ③ 点呼の記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

###### ④ 乗務員等台帳の作成義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

###### ⑤ 乗務員等台帳の記載義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

###### ⑥ 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

###### ⑦ 初任運転者及び高齢運転者に対する指導義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

###### ⑧ 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

##### (3) 整備管理者の選任（解任）の未届出違反

(道路運送車両法第52条)

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門  
担当：大沼、上村

TEL：024-546-0345

(ダイヤルイン「3」)